

○厚生労働省
経済産業省告示第五号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
286	チオシアン酸銅（I）	(1)-129
287	<i>N</i> -デシル- <i>N</i> -エチル- <i>N</i> -メチルデカン-1-アミニウムの塩	(2)-184 (9)-1971
288	α -ヒドロ- ω -{[(9 <i>Z</i>)-オクタデカ-9-エノイル]オキシ}ポリ（オキシエタン-1,2-ジイル）（繰り返し単位の繰り返し数は1	(7)-88 (7)-319

以上の整数とする。)

(7)-1392